



目 次

規 則	ページ
◎高知県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	1
(2・19掲示)	
○公共測量の実施の通知 (3件) (")	2
○公共測量の終了の通知 (")	2
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の役員の退任 (")	3
○土地改良区の清算人の退職 (")	3
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (伐倒及び薬剤による防除) (木材増産推進課)	3
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (薬剤による防除) (")	3

規 則

高知県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第5号

高知県私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

高知県私立学校法等施行細則（昭和51年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「委員」を「委員の定数」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第70号の2

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和6年2月19日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

- 起業者の名称
土佐市
- 事業の種類
土佐市立統合保育園建設事業
- 起業地
(1) 収用の部分
土佐市用石字松ヶ本及び高岡町字東野尻地内
(2) 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
令和5年12月26日に土佐市から申請があった土佐市立統合保育園建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、現在、土佐市が設置している宇佐保育園、みのり保育園及び高石保育園（以下「既存3園」という。）を統合し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業の施設として新たな保育所を整備しようとするものであり、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である土佐市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
既存3園の築年数は、宇佐保育園は47年、みのり保育園は44年、高石保育園は38年と、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」による鉄筋コンクリート造の耐用年数である50年に近づいており、経年による内外装の劣化、設備機器の老朽化に伴う故障のリスクの高まり等の課題がある。
また、既存3園のうち宇佐保育園及びみのり保育園は、土佐市津波ハザードマップにおいて津波浸水想定区域内に立地しており、本県において甚大な被害が想定さ

れる南海トラフ大地震による最大クラスの津波が発生した場合、宇佐保育園では津波浸水予測時間（浸水深が30センチメートルになる時間をいう。以下同じ。）は20分から30分、浸水深は5.0メートルから10.0メートルが想定され、みのり保育園では津波浸水予測時間は30分から40分、浸水深は3.0メートルから5.0メートルが想定されており、緊急時の児童及び職員の安全が確保できていない。

土佐市では人口減少に伴う児童数の減少や地域偏在により保育所の入所率が低下しており、既存3園においても入所率は宇佐保育園は45.33パーセント、みのり保育園は28.89パーセント、高石保育園は80.00パーセントと低い傾向にある。入所率は今後も減少傾向で推移することが予想されており、入所率の低下に伴う保育環境への影響及び保育士の分散配置による運営の非効率化が問題となっている。

土佐市は、土佐市保育所適正配置計画（令和3年9月策定）において、施設の老朽化、児童数の減少並びに津波による浸水及び土砂崩れへの安全対策について課題解決を図るため、統廃合の対象とする施設を選定することとし、津波浸水想定区域内に立地する施設については安全性の高い場所への移転を推進することで、保育所の適正配置を実施することとしている。

本件事業の起業地は、津波浸水想定区域外かつ土砂災害警戒区域外であり、洪水発生時には保育園の屋上へ避難することで、児童及び職員の安全の確保が見込まれる。また、起業地は、県道39号線、市道土佐環状線及び市道東野尻中島大境線に接していることから、既存3園の児童が統合後も自家用車等により通園しやすい立地である。

以上のことから、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、本件事業の性質上、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、震動等を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

希少野生動植物については、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより、起業者が特に保護を図る必要があると認められる15種及び高知県レッドリスト（動物編）に掲載のある動植物は確認されておらず、高知県レッドリスト（植物編）に掲載されている準絶滅危惧（NT）の「ホソイ」、「コギシ

ギシ」及び「シャク」の生育の可能性がある地区に該当するものの、現地調査を行った結果、植生は確認されなかったが、今後、生育が確認された場合は、適切な措置を講ずることとしている。

また、埋蔵文化財については、土佐市教育委員会に問合せを行った結果、起業地内に文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い、存在が確認された場合は、土佐市教育委員会に報告し、適切な措置を講ずることとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地として、津波浸水想定区域外の3候補地を選定した上で、利便性、経済性、周辺環境等を考慮し、総合的に判断した結果、他の候補地2案と比較して最も適切であると判断される。

このことから、本件事業に係る起業地が最も適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、既存3園の施設の老朽化が著しいこと並びに宇佐保育園及びみのり保育園が津波浸水想定区域内に立地していることにより、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害等の危険性が高い状況であることから、児童及び職員の安全の確保のため、早期の施設整備が望まれる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）による設備基準等を満たす施設面積に必要な駐車場面積を加えたものであり、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 土佐市役所

高知県告示第89号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年2月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
2 作業期間 令和5年12月6日から令和6年8月30日まで
3 作業地域 幡多郡黒潮町入野地内

高知県告示第90号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年2月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
2 作業期間 令和5年12月9日から令和6年8月30日まで
3 作業地域 幡多郡黒潮町入野地内

高知県告示第91号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和6年2月5日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
2 作業期間 令和5年12月19日から令和6年8月30日まで
3 作業地域 幡多郡黒潮町入野地内

高知県告示第92号

高知県土木部幡多土木事務所長から令和5年9月高知県告示第629号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和6年1月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第93号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

香美市土佐山田町植字ツエ坂西平749番1地先から751番地先に至る延長38メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、安田町東島土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

Table with 4 columns: 役名 (職名), 氏名, 住 所, 所 (所在地). Includes entries for 理事 西山 誠一 and others.

〃	中島 公司	〃	〃	〃	2748番地
〃	井手野老侍	〃	〃	〃	2721番地
〃	中野 吉健	〃	〃	〃	2536番地
監事	有岡 光弘	〃	〃	〃	2774番地
〃	中島 瑞夫	〃	〃	〃	622番地1
(就任)					
理事	西山 誠一	安芸郡安田町東島180番地2			
〃	小島 隆澄	〃	〃	〃	3842番地
〃	南 孝征	〃	〃	〃	3667番地
〃	小島 壘	〃	〃	〃	3867番地
〃	竹内 範明	〃	〃	〃	645番地
〃	手島 久雄	〃	〃	〃	464番地
〃	齊藤 仁紀	〃	〃	〃	609番地
〃	村田 優	〃	〃	〃	441番地3
〃	西山 善理	〃	〃	〃	590番地
〃	有岡 由文	〃	〃	〃	3410番地
〃	有岡 高生	〃	〃	〃	826番地1
〃	有岡 宏	〃	〃	〃	2759番地
〃	西山 和夫	〃	〃	〃	2750番地
〃	井手野老侍	〃	〃	〃	2721番地
〃	中野 敏子	〃	〃	〃	2569番地
監事	有岡 光弘	〃	〃	〃	2774番地
〃	中野 彰久	〃	〃	〃	2569番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四万十市三里土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
監事	弘田 寛	四万十市三里1244番地
〃	浅井 まみ	〃 〃 411番地
〃	弘田 進	〃 〃 809番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、四万十市三里改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

氏名	住 所
山下 洋文	四万十市三里2764番地7
弘田 和行	〃 〃 1240番地

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

高知市、安芸市、土佐清水市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 期間

令和6年2月27日から令和7年3月20日まで
- 2 森林病虫害等の種類

松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
 - (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に

定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。

- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することがある。

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和6年2月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 期間

令和6年2月27日から同年7月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類

松くい虫
- 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
 - (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するもの

とし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。